

たき火による 火災に ご注意ください！



たき火は、農林漁業者の
やむを得ない焼却行為等
一部の例外を除き、
法令上“**禁止**”されて
います。

仮に違法性がない焼却行為であっても、煙や臭い等の
苦情が寄せられれば消火指導を行う場合があります。

全国で毎年約30人の方が、自分の衣服にたき火の
火が燃え移り、命を落としています。 (総務省消防庁まとめ)

佐世保市消防局

予防課広報係

TEL : 0956-23-2539 【佐世保市消防局HP】



佐世保市環境部

不適正処理事案対策室

TEL : 0956-20-0660 【佐世保市環境部HP】

